

食料安全保障の確立と農業・農村の再生に向けた政策提案

国際的な食料需給のひっ迫と穀物価格の高騰は、地球温暖化や新興国の食料需要の高まり、バイオ燃料ブームなど構造的な問題に起因しており、中長期化することが予測されている。国民食料の6割以上を海外に依存するわが国にとって、国民生活に重大な支障を及ぼしかねない状況変化である。こうした世界の食料事情の変化に対応して、食料安全保障を確立する観点から、食料・農業政策を中長期的な視点に立って抜本的に見直し、農地・担い手の確保など食料自給力の増進と国内農業生産の増大を図ることが喫緊の課題である。

来月には国連主催の「食料サミット」が、7月にはわが国で主要先進国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）が開催され、食料問題が主要課題として取り上げられる見込みである。わが国は洞爺湖サミットの議長国として、世界の食料需給等の安定と発展途上国における飢餓の解消に向けた積極的な提案を行うことが期待されている。

こうした情勢を踏まえ、本政策提案は、食料安全保障を確立し、わが国経済・社会、国民生活の安全・安心を実現するため、食料の安定供給、農業の振興、農村地域の活性化に向けた政策を拡充・強化し、地域の農業・農村を担う認定農業者等担い手（意欲と能力のある農業経営）の確保・育成と、それを支える農村基盤の確立をめざす観点から取りまとめた。

われわれ農業委員会系統組織は、農業・農村の再生に向けて、担い手の確保・育成、農地の確保・有効利用など「新・農地と担い手を守り活かす運動」に全力で取り組むこととしている。

本政策提案は、認定農業者と農業委員会との意見交換会の積み上げ等を通じとりまとめたものであり、政府・国会は、今後の政策遂行にあたって、これらを十分に踏まえるよう要請する。

なお、農地政策の見直し等については、別途、提案を行っている。

1. 基本的な考え方

- ① 国際的な食料の需給ひっ迫と価格高騰（食料危機）は、食料自給率39%と先進国中最低の水準であるわが国にとって大きな問題。輸入食料の安全性をはじめ、量と質両面からの食料安全保障の確立が緊急の課題である。

このためには、食や農に対する国民の理解を推進しながら、農地・水、人材をはじめとした農業諸資源の維持・確保と活用、農業技術等の開発と円滑な継承が不可欠である。

- ② WTO農業交渉において、アジア諸国や開発途上国、食料輸入国と一層の連携を図り、公正・公平な貿易ルールの確立を通じて、「多様な農業の共存」による地球規模の食料総生産の増大を可能とすること。

- ③ 国際的な食料の需給変動に対応するため、「アジア・アフリカにおける米の備蓄・支援システム」を構築するなど、国際的な食料の相互扶助の仕組みについて検討すること。

- ④ 農業生産を担う人材と農地等など農業諸資源を効率的かつ効果的に組み合わせ、農地の有効利用と安定的な農業経営を確保する農業構造改革を急ぎ、国内の農業生産体制を強化すること。

- ⑤ 食料の安定的な供給に加え、国土・景観保全や地域社会の維持などの役割を果たす農業者の農業生産活動の基盤となっている農村の維持・発展を図ること。

- ⑥ 農業・農村の再生と食料自給率目標（平成27年・カロリー自給率45%）の達成に必要な農業予算を増額確保すること。

- ⑦ 平成17年に策定された「食料・農業・農村基本計画」については、今日の国際的な食料事情の変化と直近の食料・農業等に関する実態を十分踏まえた改訂作業を急ぐこと。

II. 食料政策に関する提案

1. 農地等の農業諸資源の確保と水田の有効利用

食料生産の基盤である農地・水の確保・保全、とりわけ、耕作放棄地の復元・利用を促進する施策を強化すること。

また、米の需要開発を一層促進するとともに、麦・大豆等への作付け転換を円滑に進め、水田を維持・有効利用する対策を強化すること。

2. 飼料増産と放牧の推進

飼料用稲・米をはじめとする飼料を増産するとともに放牧を推進するなど、飼料自給率を向上させる対策を強化すること。

3. 国産農産物の需要拡大

国産農産物の需要を拡大するため、需要に対応した生産の拡大を基本に、食品製造や流通、外食産業においては、原材料や製造過程などの信頼性の確保を求める消費者の期待に的確に応える取り組みを促進する措置を講じること。

国民が、食料自給率の現状や課題について、認識を高め、国民一人ひとりが食生活の改善に取り組めるよう施策の拡充に努めること。同時に、日本型食生活の普及・定着など食農教育の推進と併せて、コメの消費拡大に努めること。

また、地場産農産物の学校給食における利用促進を一層支援するとともに、地産地消の取り組みを強化する観点から農商工連携の取り組みを強化すること。

さらに、日本型食生活の海外における普及、輸出の情報サービスや手続きの簡素化等を通じ国産農産物の輸出拡大等を図るとともに、新品種等の知的財産権の保護・活用を推進すること。

4. 不測の事態への対応

食料輸入の停止など不測時における食料の生産と消費の転換プログラム（不測時の食料安全保障マニュアル）について、国民的な議論をさらに深め、国民理解の促進を図ること。

また、輸入の安定化・多元化に加え、不測時に備えた食料備蓄

を拡大（現在、食料用小麦2.3ヶ月分、大豆2週間分、飼料穀物1ヶ月分）するとともに、各家庭における食品備蓄のあり方と支援について検討すること。

5. 食と農の安全・安心対策の強化

生産から食卓までの安全管理等を担う「消費者庁」の検討にあたっては、生産の安全・安心が基礎になることを踏まえ、農林水産行政が中心となって対応すること。

また、平成23年度までに主要な産地（2,000産地）において導入することを目標とするGAP手法の一層積極的な推進を図るとともに、農薬の適正な使用・流通を確保すること。

さらに、輸入農畜産物・加工食品の的確・適切な検疫・検査体制の強化を図るとともに、国産品志向の消費者が的確な食品等の情報を確保できるよう、原産地等についての不正表示・格付けの防止、農産物をはじめ加工食品・外食産業に原産地等の表示制度を拡大すること。

6. 海外食料援助・技術協力の強化

発展途上国等食料が不足している地域・国への食料援助の拡大に加え、農業技術等の支援・協力を強化すること。

また、外国人研修・技能実習制度について、受け入れ適正化の取り組みに対する支援を強化するとともに、受け入れ人数枠の拡大、より高度で広範な技術の習得や滞在期間の延長等、農業の実態に合わせた制度の見直しを検討すること。

7. 地球温暖化への対応と国産バイオ燃料等の実用化の推進

地球温暖化の進行が農業生産に及ぼす影響と対策などについての調査・研究、技術開発を促進すること。また、農業のもつ機能を活かした資源循環型農業を一層推進すること。

国産バイオ燃料については、食料生産を優先することを基本に、原料農林産物等の技術開発、水田や遊休農地を活用した生産振興を図ること。

Ⅲ. 農業政策に関する提案

1. 意欲と誇りの持てる農業の環境整備

農業経営の収益性を向上させる経営安定対策を一層推進すること。

また、農産物の適正な市場価格の形成、生産コストを削減する総合的な対策を強化するとともに、生産コストが販売価格に適正に反映されるよう流通・販売に対する監視機能を強化すること。

農業生産活動における安全・安心に対する取り組みが適切に評価されるよう食育の推進に努めること。

2. 認定農業者等担い手の確保・育成と支援体制の強化

認定農業者制度や農業経営の強化に向けた支援対策の周知、認定農業者の掘り起こしとフォローアップ活動への支援を拡充・強化するとともに、見直しが実施された農政改革3対策の現場への周知と、対策を活用した認定農業者等担い手の確保・育成を図ること。

青色申告・複式簿記の指導、経営診断等の取り組み、法人化の推進、家族農業経営協定の推進等、認定農業者等担い手の経営能力の向上と経営の確立に向けた体系的な支援を強化すること。同時に、支援・推進機関である都道府県担い手育成総合支援協議会の継続性と公的な役割を明確にするため、関係機関・団体と連携を図りつつ、都道府県農業会議としての運営が可能となるよう必要な措置を講じること。併せて、地域担い手育成総合支援協議会の一層の整備と関係機関・団体の役割分担を明確化すること。

さらに、農業経営への支援策として期待の大きい「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」（融資残補助）や「担い手経営展開リース事業」について、現場のニーズに即した拡充を図ること。

認定農業者等の自主的な経営者組織の取り組みへの支援を強化すること。

3. 農業経営の体質を強化する施策の充実

現行の「農業経営基盤強化準備金」制度について、土地利用型

以外の野菜、果樹、畜産・酪農経営にも、同様の内部蓄積を高めるための対策の検討を急ぐこと。

農業法人経営のノウハウを活用しつつ、農業経営の法人化に向けた普及・啓発の取り組みと推進体制の整備を進めること。また、農業経営の多角化・高度化を支援するため、認定農業者等担い手が自ら行う提案公募型事業の積極的な導入や中小企業施策の活用等の取り組みを推進すること。

さらに、集落営農組織の経営の安定と発展に向けた支援を強化すること。

4. 新たな人材の確保・育成対策の推進

新規就農を促進するため、就農情報の提供、就農や農業法人等への就職に関する相談活動等の取り組みの拡充・強化を図ること。

農業経営が求める多様な人材を確保するため、農業経営の現場における「研修の場」の位置づけなど体系的な支援の仕組みを構築するとともに、「農業技術能力評価制度」の活用促進（就農助成金制度との連動等）や外国人研修・技能実習制度の見直し等について検討すること。

さらに、農地・施設・人材を含む経営資源を継承するシステムの構築等、後継者のいない農業経営の円滑な継承対策を拡充すること。

5. 水田農業の改革の推進

当面する農政の最重点課題である米の生産調整の確実な実施により水田農業の安定を図るとともに、水田に作付けされる飼料用稲・米等の非主食用米の生産と需要を拡大するため、耕畜連携の一層推進を図ること。また、地域の実態に応じた加工施設の設置や運搬への支援等、よりきめ細かな対策を講じること。

また、飼料用稲・米の種子の増産と多収品種の開発を急ぐとともに、米の備蓄については棚上げとして1～2年後に飼料用等の非主食用に活用するなどの対策を講じること。

さらに、米粉の増産・加工・流通を促進するための総合的な支援対策を強化すること。

水田機能の十全の発揮と水田農業の安定を中長期的に図る観点から、生産調整をはじめとする米の需給調整のあり方について検討すること。

6. 品目別の経営安定対策の充実

野菜、果樹、畜産・酪農など品目別の経営安定対策について、現行の意欲ある農業経営や産地への施策の充実を図ること。

また、配合飼料価格安定制度、飼料穀物備蓄制度について抜本的に見直すとともに、一定の自給飼料基盤の確保に応じた助成金の創設、コントラクターへの支援など、飼料生産や放牧を拡大するための施策を強化すること。併せて、エコフィード（食品残さ）の利活用に対する支援についても強化すること。

7. 農業者年金の加入推進と制度の安定的運営

構造政策の加速と農業者年金制度の安定化のため、農委系統、農協系統、基金等が取り組む「加入目標10万人の早期達成」のため、十分な予算措置と加入推進対策の拡充を進めること。

IV. 農村政策に関する提案

1. 国民参加による活力ある農村づくり

農村地域における医療や交通、集落排水等インフラ整備を推進するとともに、就業機会の創出対策を講じること。

また、農村地域における定住等及び都市との地域間交流の促進による農村地域の活性化を図るための支援を拡充すること。

2. 農地・水・環境保全向上対策の着実な推進

対策の推進に向け、地方財政措置を含め十分な予算を確保するとともに、共同活動に関する技術的な情報等について積極的に提供すること。

現在、水田・畑地等で格差が付けられている支援水準について、より条件の厳しい農地等に厚くするとともに、農地保全への支援の仕組み等について検討すること。

また、対策の全国的な広がりを図る観点から、共同活動組織の設立や営農活動支援に対する国や地方公共団体のサポート体制を強化すること。

3. 中山間地域の維持対策の強化

中山間地域等直接支払制度は、条件不利地域の遊休農地の発生防止・解消などに成果をあげているため、各集落協定の将来に向けた取り組みの充実・強化等着実な制度の推進を図ること。

中山間等条件の不利な農村地域に定住し就農する場合、一定の期間（農業経営が安定し一定の収入が確保されるまでの1～3年程度）、生活のための費用に充てるための「定住就農支援助成金（仮称）」の創設等国の支援を検討すること。

4. 鳥獣被害対策の強化

深刻化している有害鳥獣被害を防止する「鳥獣被害防止特措法」の啓発・普及に努めるとともに、市町村が円滑に被害防止計画を作成できるよう全国の取り組み事例の収集・提供に努めるととも

に、被害が財政力の比較的弱い地域に多くかつ広域化していることを踏まえ、1 / 2 以内となっている事業の補助率をすべて定額にすること。

5. 都市農業振興対策の確立

都市計画区域においても基本構想の策定へ誘導・支援を促進し、都市農業における認定農業者等担い手を積極的に確保・育成する施策を推進するとともに、経営改善計画を達成するための支援・施策を充実するなど、総合的な視野で都市農業経営を育成する具体的施策を構築すること。

また、農業体験農園や市民農園・福祉農園など、多くの住民が求める農業体験の場を提供するために、農園の開設・運営等に対する支援の充実強化を図ること。

生産活動を通じて、都市地域の環境や防災等に役割を果たす都市及びその周辺の農地等を次世代に継承する観点から、都市計画区域内の農地・林地等を対象とし、開発規制のある土地として固定資産税・相続税について一般農地並みに評価を引き下げる新たな「都市農地等保全制度（仮称）」の創設に向け検討すること。

V. 農業予算の増額確保と農政の推進体制の整備・強化に関する提案

1. 農業予算の増額確保

農政の推進、農業の振興、農村の維持・発展に必要な農業予算の増額確保を図ること。とりわけ、食料安全保障を確立するための予算の増額と実効ある対策を拡充・強化すること。

農業・農村現場で、目標と計画性を持って実効ある取り組みが行えるよう継続性のある事業展開を図るとともに、現場における施策の推進に支障を来すことのないよう、適切・的確に現場で活用できる予算の枠組みの検討を急ぐこと。

2. 国と地方の役割分担の明確化と農政推進体制の整備・強化

農政推進にあたって、国と地方の役割分担の明確化と都道府県および市町村における農政推進体制の整備を図ること。とりわけ、食料の安定供給と安全性の確保、農地・水等の農業資源の確保、農業を担う人材の確保と経営・所得の安定は、国の役割として明確にして対応すること。

また、円滑な農政推進に向けた国、都道府県、市町村の農政ルートの新構築と農業委員会組織をはじめとする農業関係機関・団体の役割・機能の活用など、農業・農村現場の実施推進体制の整備・強化を図ること。

3. 農業委員会の必置規制の堅持と体制・機能の整備・強化

農地の公的規制・管理を担うとともに、国・地方自治体の農政を地域・農業者に普及・浸透させる一方、現場の意見を反映させた農政を確立し実効をあげるためには、農業委員会が果たす役割は極めて大きく、必置規制を堅持すること。

また、この間、農業委員会の委員数の削減等合理化を図ってきたが、市町村合併による広域化に伴い、旧町村の区域で農業委員が不在となる「空白区域」が生じないように選挙区設置の柔軟な対応等改善措置を講じること。

さらに、地域・農業者に根ざした農業委員会の体制の整備・強化、予算確保と積極的な活用を図ること。